

「医療的ケア教員講習会」開催要項

1 開催目的

平成 23 年 6 月 22 日介護保険法等の一部を改正する法律の公布により、介護福祉士の業務内容に喀痰吸引等が追加された。この法律改正により、平成 27 年度以降の介護福祉士国家試験から医療的ケアの内容が追加されることとなった。

教員要件等についても、「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」（昭和 62 年厚生省令第 50 号）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」（平成 20 年文部科学省、厚生労働省令第 2 号）の改正が行われ、両規則において医療的ケアを教授する教員は「医療的ケア教員講習会修了者等」であって、かつ、医師、保健婦、助産婦又は看護師の資格を取得した後 5 年以上の実務経験を有する者と規定された。

本講習は、両規則に対応するため医療的ケアを教授する教員を養成し、質の高い介護福祉士を養成することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は公益財団法人介護労働安定センター長野支部とする。

なお、実施年度の講習会実施前に関東甲信厚生局へ様式 1 による届け出をおこなう。

3 実施基準

受講対象者、講師、教科目、講習時間数、定員、受講申し込みについては、つぎのとおり。

(1) 受講対象者

次のアおよびイのいずれも満たす者

ア.医師、保健師、助産師又は正看護師（以下「看護師等」という。）の資格を取得した後、5 年以上の実務経験を有する者。

イ.本講習終了後、「医療的ケア」を教授する者、又は教授する予定の者。または長野県内の登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修において、研修講師（基本研修の講師又は実地研修の指導看護師）として務めることが可能である者。

(2) 講師、教科目、講習時間数、評価

1.講師は以下のアおよびイのいずれかの要件を満たす者とする。

ア 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後 5 年以上の実務経験を有し、かつ、3 年以上の看護師及び介護職員等への指導経験を有する者

イ 講習会（介護職員等におけるたんの吸引等の試行事業に係る指導者講習を含む。）を修了し、かつ、3 年以上の看護師及び介護職員等への指導経験を有する者

2.教科科目、講習時間数

科目	目標	時間数
制度の概要	介護職員等による医療的ケアの実施に関する制度の概要についての知識を身に付ける。	1
医療的ケアの基礎	感染予防、安全管理体制等について基礎的知識を身に付ける。	1
喀痰吸引	喀痰吸引について基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法を身に付ける。	1
経管栄養	経管栄養について基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法を身に付ける。	1
演習	喀痰吸引及び経管栄養の演習に係る指導・評価方法を身に付ける。	3
合計		7 時間

3.講習会の評価

医療的ケア教員講習会実施要項 4.講習会の評価に則り講習会の評価をおこなう。

4 講習名称及び受講料金等

医療的ケア教員講習 受講料 15,000 円 (税込み、テキスト代含む)

(3) 定員

30 名

(4) 受講申し込み

所定の申込書に必要事項を記入し、定められた期間内に当センターへ郵送にて申し込む。

5 実施基準・未履修時間・講習の受講のお断り等への対応

欠席・未履修時間があった者へは修了証の発行はしない。

又、上記以外で、講習中に下記事項が発覚した場合は、講習中であっても退席を求め、修了証の発行、受講料の返金を行わない。

ア. 受講対象者の要件に該当しないにもかかわらず、偽りその他の不正により受講していることが判明した者。

イ. 学習意欲の欠如又は、講習中に故意に講習を妨害行為や、暴力行為がある者。

ウ. 講習中の講義室内の秩序を乱すなど、センターの指導・指示に反した者。

エ. 法令違反、公共良俗に違反し、社会通念上、受講者として相応しくない者。

オ. 他の受講者に対して、営業行為、宗教並びにその団体の布教・勧誘行為、又は政治団体の宣伝行為を行った者。

カ. その他、講習の受講を継続することが客観的にみて不適当と認められる者。

6 個人情報の取扱いについて

個人情報については、講習会修了者に対して様式 3 による医療的ケア教員講習会修了証を交付、および様式 2 による講習会修了者名簿を関東甲信厚生局へ修了報告以外には使用しない。受講者情報は 5 年間の保存をおこない、修了者台帳に関しては永年保存とする。

公益財団法人 介護労働安定センター長野支部
長野県長野市南県町 1082 ND 南県町ビル 5 階
電話：026-232-0898 FAX:026-232-0906